

「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金」 Q & A

No	質問	回答	更新日
1	補助制度の対象となる施設はどのような施設か。	「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得した施設が対象となります。 なお、認証の申請中であれば、本制度に申請することが可能です。	6月30日
2	複数の施設を営んでいるが、申請はどのようにすればよいか。	店舗毎（食品衛生法の営業許可毎）に申請して下さい。	6月30日
3	複数の施設を営んでいるが、一度に申請しなくてはならないか。	複数店舗をまとめて申請する必要はありません。	6月30日
4	複数の施設を営んでいるが、複数施設の申請をまとめて郵送してよいか。	問題ありません。	6月30日
5	市の助成制度（認証を取得すると助成金がもらえるもの）を受けることを考えているが、県の補助制度も使えるのか。	本制度は感染防止対策の強化（物品）に、事業者が要した費用を補助するものであり、認証を取得したことに対して助成金がもらえる制度とは対象が異なるため、両制度の活用が可能です。	6月30日
6	市の補助制度（物品に対する補助金）を受けたが、県の補助制度も使えるのか。	市の補助制度を受けた場合でも、自己負担分があれば、その自己負担分に対して補助を受けることが可能です。 ただし、その物品が本制度の対象物品である場合に限りません。	6月30日
7	リース契約をしたが、支払いは令和4年1月となる。この場合対象となるか。	領収書の日付が、令和2年1月6日～令和3年12月31日の期間内のものが対象となるため、対象外となります。	6月30日
8	リース契約で対象となるのはどのようなものか。	リース契約の場合、対象期間内（令和2年1月6日～令和3年12月31日）のリース実績のものを、同期間内に支払ったものが対象となります。ただし、支払日より未来のリースは対象となりません。（前払対象外） このため、領収書にはリース期間を明記するようお願いいたします。	6月30日
9	申請が10万円の補助申請をする予定だが、面積が分かる図面が必要か。	申請額が10万円までの場合は、図面の添付は必要ありません。	6月30日
10	同一建物で、申請する飲食店と他の用途（小売店等）を営んでいる。どの部分が対象になるのか？	申請施設（飲食店）として、使用する部分のみに限定して計算してください。	6月30日
11	自宅兼店舗で飲食店を営んでいるが、どのように面積を算出すればよいか。	その施設の専用箇所であり、利用客及び従業員が立ち入って使用する箇所（客席、通路、洗面所、厨房など）となります。（自宅部分や自宅と兼用する部分は除く。） これらの部分が図面上でわかるように図示し、面積を計算した上で、申請してください。	6月30日
12	倉庫は面積の対象となるか。	対象となりません。	6月30日
13	駐車場は面積の対象となるか。	対象となりません。	6月30日

No	質問	回答	更新日
14	同一建物内に2軒の店舗（それぞれ営業許可を取得している）を営んでいる。面積はどのように算定すればよいか。	2軒の店舗について、それぞれ専用となる範囲から算出して下さい。なお、申請ごとに、10万円までの申請となる場合は、図面の提出は不要です。	6月30日
15	対象面積は、壁の内寸や外寸、壁の中心同士の寸法のどれで計算すれば良いのか。	壁の中心同士の寸法（芯芯）で計算してください。ただ、今回の申請に当たって測り直す場合などは、内寸を用いていただいても構いません。	6月30日
16	面積を判別できる図面がないが、代用できる根拠資料はあるか。	面積の確認は図面で行いますので、図面の作成をお願いします。	6月30日
17	認証制度に申請はしているが、認証はまだもらっていない。補助金については、いつ申請すればよいか。	既に認証制度へ申請されている場合は、本制度の受付期間内のいつでも申請が出来ます。	6月30日
18	面積の計算根拠は手計算でも良いのか。	面積の計算根拠は手計算でも構いません。ただし、計算式を明記してください。	6月30日
19	申請書の書き方が分からない。どこに連絡すればよいか。	「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局」へご相談下さい。 TEL：0570-020-112 （平日午前8時30分から午後5時15分まで）	6月30日
20	申請すると、どのくらいで補助金が払われるのか。	概ねの目安について「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の専用サイトに掲載する予定です。 専用サイトURL： https://fujinokuni-ninsho.jp/	6月30日
21	12月に新規開店を予定している。認証と併せて補助制度に申請できるか。	期間内の申請であれば可能です。	6月30日
22	既に5万円の申請をし、支払われたが、追加で対策を実施したため、さらに5万円を申請したい。	飲食店1店舗あたり1回の申請となるため、追加の申請は出来ません。	6月30日
23	消毒液などの消耗品だけを購入したが、対象となるか。	対象となります。	6月30日
24	申請期限（令和4年1月21日（金））が変更になることはあるか。	予算の状況によっては、申請期限を前倒して終了する可能性がありますので、早めの申請をお願いします。	6月30日
25	領収証等は領収証貼付表に貼ればよいのか。	領収証等は、脱落しないよう、しっかりと貼付けるとともに、記載例を参考に、対象品目を囲む等の書込みを行ってください。	6月30日
26	消耗品の購入にあたり、領収証発行が難しい場合、口座引き落としによる支払いが確認できる通帳の写しで代用できるか。	購入品の内訳と金額が確認できない通帳の写しのみでは代用はできません。購入品目と支払総額が確認できる領収証等の提出をお願いします。	8月26日
27	領収証は、レジで出力されるレシートタイプのものでも良いか。	購入品内訳が確認できれば、レシートでもかまいません。	8月26日

No	質問	回答	更新日
28	従業員が使用する抗原検査キット（PCR検査）等は対象となるか。	感染予防対策に係る備品等を対象とする助成のため、感染確認のための備品は対象外です。	8月26日
29	購入した備品を設置するために電気工事を行った場合、設置費用として対象となるか。	対象は消耗品や備品の購入、設置、配送料であり、工事費用は対象外です。ただし、本事業の対象となる備品を設置するために行われる工事で、設置費用として請求、支出したものは含まれます。	8月26日
30	領収書の宛名はどのような記載のものが対象となるか。	<個人事業主> 店舗名+事業主名、店舗名、事業主名のいずれか <法人> 法人名、法人名+代表者名、法人名+店舗名のいずれか	9月29日
31	申請書の記載を書き損じてしまった場合、どのように修正したら良いか。	二重線を引き、申請者名の印鑑を押印のうえ、正しい内容を記載してください。修正液を使った訂正は認められませんので、御注意ください。	9月29日